

## 幸区役所日吉出張所コミュニティスペース設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区役所日吉出張所コミュニティスペース（以下「スペース」という。）の活用を図るため、その設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 スペースは、地域におけるコミュニティづくりを推進することを目的として、団体による地域住民に開かれた活動の利用に供するものとし、幸区役所日吉出張所内に設置するものとする。

(管理責任者)

第3条 スペースの管理責任者は、日吉合同庁舎庁舎管理者（以下「庁舎管理者」という。）とする。

(利用団体)

第4条 スペースを利用できる団体は、幸区内で地域活動を行う団体のほか、庁舎管理者が特に認めた団体とし、第8条第1項各号の許可基準を満たす活動を行う団体とする。

(利用料)

第5条 利用料は、無料とする。

(利用期間等)

第6条 スペースの利用期間は1日を超えないものとし、利用できる時間は、開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。

2 同一団体による利用は年度内につき12回までとする。

3 前各項の規定に関わらず、庁舎管理者が認めるときはこの限りではない。

(利用の申請)

第7条 スペースを利用しようとする団体は、原則として利用日の14日前までに日吉出張所コミュニティスペース利用申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて庁舎管理者に提出しなければならない。

(1) 活動計画書等、スペースの利用内容が分かるもの

(2) 団体の規約、会則その他これらに類するもの

(3) 団体の活動実績を記載した書類

(4) 活動チラシ・ポスター

(5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が必要と認める書類

2 利用日が重複した場合は、申込み順とする。

(許可・許可基準)

第8条 庁舎管理者は、前条の日吉出張所コミュニティスペース利用申請書を

受理したときは、次に定める基準に基づいてその内容を審査し、利用を許可するときは日吉出張所コミュニティスペース利用許可通知書（第2号様式）により、利用を許可しないときは日吉出張所コミュニティスペース利用不許可通知書（第3号様式）により団体に通知するものとする。

- (1) 地域におけるコミュニティの活性化に寄与すると認められる活動であること。
- (2) 団体の内部関係者のみならず、地域住民が広く参加することができる開かれた活動であること。
- (3) 建物及び付属物を損傷するおそれを伴う活動でないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反する活動でないこと。
- (5) 特定の政治、宗教又は営利を主たる目的とする活動でないこと。
- (6) 幸区の行政運営に関する一般方針に反する活動でないこと。
- (7) その他庁舎管理者が不相当と認める活動でないこと。

2 団体が活動参加者から費用を徴収する場合は、その費用が実費相当分等の適正な額と庁舎管理者が認める場合は許可する。

(利用許可の取消し)

第9条 庁舎管理者は、次のいずれかに該当するときは、日吉出張所コミュニティスペース利用取消通知書（第4号様式）により団体に通知し、スペースの利用を中止又は取り消すことができる。

- (1) 第2条の利用目的、第4条の利用団体の要件、第8条に規定する基準のいずれかに反すると認められるとき。
- (2) 申請書又は添付書類に虚偽があると判明したとき。
- (3) 選挙等、行政利用の必要が生じたとき。
- (4) 災害その他事故により利用ができなくなったとき。
- (5) 庁舎管理者が取消しを必要と認めたとき。

2 許可の取消しにより団体が損害を受けた場合においても、庁舎管理者はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により許可が取り消された団体又は活動の実施後に第1項に該当したことが明らかになった団体への以降の許可は行わないものとする。

(利用の変更等)

第10条 団体は、日時、責任者等に変更が生じたとき、又は利用を取り止めるときは、庁舎管理者に第8条の日吉出張所コミュニティスペース利用許可通知書を添えて、速やかに届け出なければならない。

(利用団体の責務等)

第11条 団体は、利用終了後に直ちに会場を原状回復しなければならない。

2 団体は、スペース内の設備、備品等に損害を生じさせたときは、直ちに庁舎

管理者に報告し、その指示に従わねばならない。

- 3 団体は、利用が終了したときは速やかに庁舎管理者に申し出て確認を受けなければならない。
- 4 団体は、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。
  - (1) 他人に迷惑が及ぶ行為
  - (2) 火気の利用及び危険物の持込み
  - (3) その他施設管理上不適切な行為
- 5 スペースの利用期間に損傷や事故が生じた場合は団体の責任とし、庁舎管理者はその責を負わない。  
(その他)

第12条 庁舎管理者は、この規定に定めるもののほか、管理上必要な事項を別に定めることができる。

#### 附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。